

令和 4 年 1 月 1 8 日

航空局 近畿圏・中部圏空港課

関西エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第 29 条第 2 項に規定する空港運営権者である関西エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料の上限認可申請について、同法第 32 条第 2 項において準用する空港法第 16 条に基づき、本日(1月18日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 大阪国際空港
2. 申請者 関西エアポート株式会社
3. 料金の上限 大阪国際空港
大人340円(満12歳以上)、小人170円(満3歳以上12歳未満※)
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
・料金の徴収開始時期 : 令和4年3月1日搭乗分から
・料金の徴収方法 : 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

お問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課

03-5253-8111 中村(内線 49-613)、星野(内線 49-625)

03-5253-8729(直通)

03-5253-1658(FAX)